

令和3年度狂犬病予防集合注射日程表

期日	会 場	時 間
4 / 14 (水)	池田地区農村センター	午前 9:30~10:15
	湯本支所	10:55~11:40
	道の駅那須高原友愛の森	午後 1:00~ 1:45
	農村婦人の家	2:30~ 3:15
4 / 16 (金)	旧大谷保育園	午前 9:30~10:15
	夕狩集会所	10:55~11:40
	芦野支所	午後 1:10~ 1:55
	寄居集落センター	2:30~ 3:15
4 / 18 (日)	蓼沢生活改善センター	午前 9:30~10:10
	伊王野支所	10:45~11:30
	文化センター	午後 1:00~ 1:45
	那須町役場(本庁舎北側駐車場)	2:15~ 3:00

狂犬病予防集合注射のご案内

年1回の狂犬病予防注射の接種は法律による義務です。今年度の集合注射は次の日程で開催します。なお、期間中に犬の病気や体調等で注射ができない場合は、動物病院で接種・相談してください。また、飼い主や住所が変わった場合は、届出が必要となります。「狂犬病予防集合注射のお知らせ」と「問診票」を、畜犬登録をしている飼い主の方へ、3月下旬に送付しました。

- ▼持ち物
 - ・問診票(はがきサイズの用紙)
 - ・ふん等を持ち帰る用具
- ▼手数料
 - すでに登録している犬
 - 1頭につき 3,500円
 - 新規で登録する犬(一生涯に1回)
 - 1頭につき 6,500円

- ▼その他
 - ・町に登録している飼い犬が対象です。
 - ・来場の際には首輪等が外れないように、しっかりと確認してください。
 - ・犬同士のけんか等による事故を防ぐために、会場内ではリードを短く持って行動してください。

- ▼新型コロナウイルス感染拡大防止対策(お願い)
 - ・来場する方は、当日体温を測り37.5度以上ある場合や体調がすぐれない場合は、後日改めて接種をお願いします。
 - ・金銭の受け渡しによる感染リスクを抑えるため、手数料はお釣りが出ないようご準備ください。
 - ※感染状況により、集合注射が中止となることがあります(緊急事態宣言の発令や警戒レベルが一定基準を越えた場合など)。

- ▼問合せ 環境課環境衛生係
 - ☎ 6916



犬・猫を飼っている方へ 飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術費補助金交付制度

町では、飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術費補助金の申請を受け付けています。

- ▼要件(全て満たすこと)
 - ・獣医師から避妊・去勢手術を受けた飼い犬・飼い猫
 - ・飼い主が町に住民登録があること
 - ・飼い主の世帯で町税等の滞納がないこと

- ・飼い犬が町に登録があり、対象年度に狂犬病予防注射済票の交付を受けていること
- ・手術日から60日以内の申請であること

- ▼補助額
 - 避妊手術を受けた場合
 - ・犬 1頭につき5千円
 - ・猫 1頭につき4千円

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は禁止されています。ドラム缶等を使用してごみを焼却することも野外焼却に該当します。これに違反すると懲役と罰金に処せられる場合があります。

- ▼例外
 - ・廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合

- 去勢手術を受けた場合
 - ・犬 1頭につき4千円
 - ・猫 1頭につき3千円
- ※1会計年度1世帯につき2頭までです。

- ▼申込方法
 - 申請書に必要事項を記入の上、領収書を添付して、環境課に提出

- ※申請書には獣医師が手術の証明を記載する欄がありますので、手術前に申請書をご準備ください。
- ※申請書は、町ホームページにも掲載しています。
- ※申請は先着順のため予算がなくなり次第助成を終了することがあります。

- ▼申込み・問合せ
 - 環境課環境衛生係
 - ☎ 6916

- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・どんど焼きなど社会習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・たき火その他日常生活を営むために通常行われる焼却であつて軽微なもの

- ▼問合せ
 - 環境課環境保全係
 - ☎ 6916